

# 大分県報

令和二年  
第一〇七号  
五月十九日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 一 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
- 二 母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託……………三
- 三 公有水面埋立ての免許の出願……………四
- 四 建築基準法による道路位置の指定……………五
- 五 建築基準法による道路位置の指定……………五
- 五 県営住宅等の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務の委託……………五

### 訓令

#### 甲

- 五 大分県消費者行政連絡協議会規程の一部改正……………五
- 六 令和二年度狩猟免許試験の実施……………六
- 八 令和二年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施……………八
- 九 競争入札参加者の資格に関する公示……………九
- 一〇 一般競争入札の実施……………一〇
- 一一 令和二年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格職試験Ⅱ公告……………一一
- 一二 令和二年度警察官B採用共同試験及び大分県警察官B（女性）採用試験公告……………一二
- 一七 契約者等の公示……………一七
- 二一 契約者等の公示……………二一
- 二二 契約者等の公示……………二二
- 二三 契約者等の公示……………二三

## 告示

### 大分県告示第三百三三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和二年五月十九日

令和二年五月十九日

大分県知事 広瀬 勝貞

### 一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
福岡県福岡市博多区金の隈三丁目二十三番十号  
株式会社アビタシオン
- 代表取締役 井坂 獎吾

### 2 特定事業場の所在地及び名称

由布市湯布院町大字川上字土五百六十二番地の九他

### OY計画

### 3 設置される特定施設の種類

- 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三イ ちゆう房施設、口 洗濯施設及びハ 入浴施設

種別	力	類	ちゆう房施設	二〇〇調理食数/日	使用の季節	使用の時間	汚水等の一日当たりの量		汚水の汚染状態の値											
							単位	項目	単位	項目	単位	項目	単位	項目						
工事着手予定年月日	令二・一〇・一				なし	一八時間	単位	項目	単位	項目	単位	項目	単位	項目						
工事完成予定年月日	令四・三・三一				なし	五時～二三時	m <sup>3</sup> /日	濃度	mg/l	生物化学的酸素要求量	mg/l	化学的酸素要求量	mg/l	浮遊物質	mg/l	窒素含有量	mg/l	りん含有量	mg/l	
使用開始予定年月日	令四・四・一				なし	一八時間	通常の値	六	通常の値	五・八～八・六	通常の値	一七六	通常の値	一七六	通常の値	四〇	通常の値	四	通常の値	五
使用時間					なし	一八時間	最大の値	八	最大の値	五・八～八・六	最大の値	二二〇	最大の値	二二〇	最大の値	一〇〇	最大の値	五〇	最大の値	五

大分県報（告示）



汚水の汚染状態	項目	単位	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	処理方式	種類	4 汚水等の処理の方法																															
			処理前	処理後												最大の値	最大の値																													
化学的酸素要求量	mg/l	七〇	七	一〇〇	なし	二四時間	連続	令四・三・三一	令四・三・三一	令二・一〇・一	脱窒槽 二・五〇〇m×七・六五〇m×一・八〇〇m 二・五〇〇m×五・八〇〇m×一・八〇〇m	鉄筋コンクリート	膜分離活性汚泥方式	合併処理浄化槽																																
生物化学的酸素要求量	mg/l	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	なし	二四時間	連続	令四・三・三一	令四・三・三一	令二・一〇・一	脱窒槽 二・五〇〇m×九・八五〇m×二・一〇〇m 二・五〇〇m×一・七〇〇m×二・一〇〇m	鉄筋コンクリート	膜分離活性汚泥方式	合併処理浄化槽																																
水素イオン濃度		五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	五・八 〜 八・六	なし	二四時間	連続	令四・三・三一	令四・三・三一	令二・一〇・一	脱窒槽 二・五〇〇m×七・六五〇m×一・八〇〇m 二・五〇〇m×五・八〇〇m×一・八〇〇m	鉄筋コンクリート	膜分離活性汚泥方式	合併処理浄化槽																																
流量調整槽		二・五〇〇m×八・一〇〇m×一・五五〇m 二・五〇〇m×六・三五〇m×一・五五〇m 二・五〇〇m×五・八五〇m×一・五五〇m			なし	二四時間	連続	令四・三・三一	令四・三・三一	令二・一〇・一	脱窒槽 二・五〇〇m×七・六五〇m×一・八〇〇m 二・五〇〇m×五・八〇〇m×一・八〇〇m	鉄筋コンクリート	膜分離活性汚泥方式	合併処理浄化槽																																
<p>5 排水の量及び汚染状態の値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>通常の値</th> <th>最大の値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>mg/l</td> <td>七〇</td> <td>一〇〇</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>mg/l</td> <td>三二</td> <td>四五</td> </tr> <tr> <td>りん含有量</td> <td>mg/l</td> <td>四</td> <td>五</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>個/cm<sup>3</sup></td> <td>二七、〇〇〇</td> <td>三〇、〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table>															項目	単位	通常の値	最大の値	浮遊物質	mg/l	七〇	一〇〇	窒素含有量	mg/l	三二	四五	りん含有量	mg/l	四	五	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	二七、〇〇〇	三〇、〇〇〇												
項目	単位	通常の値	最大の値																																											
浮遊物質	mg/l	七〇	一〇〇																																											
窒素含有量	mg/l	三二	四五																																											
りん含有量	mg/l	四	五																																											
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	二七、〇〇〇	三〇、〇〇〇																																											
<p>排水の一日当たりの排水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>通常の値</th> <th>最大の値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水口名</td> <td>m<sup>3</sup>/日</td> <td>三二〇</td> <td>四三二</td> </tr> </tbody> </table>															項目	単位	通常の値	最大の値	排水口名	m <sup>3</sup> /日	三二〇	四三二																								
項目	単位	通常の値	最大の値																																											
排水口名	m <sup>3</sup> /日	三二〇	四三二																																											
<p>汚水等の汚染状態の値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>通常の値</th> <th>最大の値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td></td> <td>五・八〜八・六</td> <td>五・八〜八・六</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>mg/l</td> <td>五・五</td> <td>一〇</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>mg/l</td> <td>五・五</td> <td>一〇</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>mg/l</td> <td>一三・九</td> <td>二一・三</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>mg/l</td> <td>二・一</td> <td>四・一</td> </tr> <tr> <td>りん含有量</td> <td>mg/l</td> <td>〇・三</td> <td>〇・四</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>個/cm<sup>3</sup></td> <td>二五</td> <td>一、〇五〇</td> </tr> </tbody> </table>															項目	単位	通常の値	最大の値	水素イオン濃度		五・八〜八・六	五・八〜八・六	生物化学的酸素要求量	mg/l	五・五	一〇	化学的酸素要求量	mg/l	五・五	一〇	浮遊物質	mg/l	一三・九	二一・三	窒素含有量	mg/l	二・一	四・一	りん含有量	mg/l	〇・三	〇・四	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	二五	一、〇五〇
項目	単位	通常の値	最大の値																																											
水素イオン濃度		五・八〜八・六	五・八〜八・六																																											
生物化学的酸素要求量	mg/l	五・五	一〇																																											
化学的酸素要求量	mg/l	五・五	一〇																																											
浮遊物質	mg/l	一三・九	二一・三																																											
窒素含有量	mg/l	二・一	四・一																																											
りん含有量	mg/l	〇・三	〇・四																																											
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	二五	一、〇五〇																																											
<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 令和二年五月十九日から同年六月九日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所</p> <p>大分県告示第三百四号</p> <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務を委託した。</p> <p>令和二年五月十九日</p> <p>大分県知事 広瀬 勝貞</p> <p>一 受託者の住所及び名称</p>																																														

令和二年五月十九日

大分県報（告示）

東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

ニッテレ債権回収株式会社

代表取締役 小林 英利

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第三百五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月十九日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

一 出願の年月日

令和二年三月十八日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

中津市大字角木字龍王五九一番一及び五九一番二から同市大字角木字宮ノ下二九一番

一を経て二八八番に至る土地に接する無番地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とヒの地点とを結ぶ平成三十一年の春分の満潮位(D・L・プラス〇・〇五九メートル、T・P・プラス二・二二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

アの地点 中津市大字角木にある国土地理院大塚三等三角点(北緯三三度三六分五五秒七六六、東経一三一度二分一五秒二四五(以下「基点」という。))から二

四九度四一分一四秒一、一二二・七六メートルの地点

イの地点 アの地点から一七八度三九分一四秒一一・九二メートルの地点

ウの地点 イの地点から二三二度〇四分五七秒一〇・八五メートルの地点

エの地点 ウの地点から二三一度三三分一〇秒〇・八〇メートルの地点

オの地点 エの地点から一四一度三五分一七秒一・二六メートルの地点

カの地点 オの地点から二三一度三三分一九秒六・二〇メートルの地点

キの地点 カの地点から三二一度三五分一七秒一・二六メートルの地点

クの地点 キの地点から二三一度三二分二九秒〇・八〇メートルの地点

ケの地点 クの地点から二三〇度四七分三八秒一九・二四メートルの地点

コの地点 ケの地点から二八四度三一分五九秒九・四〇メートルの地点

サの地点 コの地点から二三一度二六分〇二秒二三・三〇メートルの地点

シの地点 サの地点から二三三度三一分二八秒〇・三二メートルの地点

スの地点 シの地点から三一二度〇六分五六秒七・一〇メートルの地点

セの地点 スの地点から二一三度一五分三六秒八・二八メートルの地点

ソの地点 セの地点から二八度五五分〇八秒三〇・一六メートルの地点

タの地点 ソの地点から八〇度一〇分一秒五・九四メートルの地点

チの地点 タの地点から八〇度一五分〇二秒五七・七二メートルの地点

ツの地点 チの地点から二二度三〇分一八秒三・二二メートルの地点

テの地点 ツの地点から三三三度二七分三八秒一五・七五メートルの地点

トの地点 テの地点から三三三度二七分五五秒九・六八メートルの地点

ナの地点 トの地点から三三三度一五分二二秒五・五一メートルの地点

ニの地点 ナの地点から三三三度三六分二六秒一一・四七メートルの地点

ヌの地点 ニの地点から三三三度一六分四九秒九・六七メートルの地点

ネの地点 ヌの地点から三三七度四〇分〇秒〇・四〇メートルの地点

ノの地点 ネの地点から二九三度五七分四五秒〇・四七メートルの地点

ハの地点 ノの地点から三三四度四六分五五秒一・一三メートルの地点

ヒの地点 ハの地点から三三四度三一分一秒一・五一メートルの地点

3 面積

二、七八七・五三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

中津市大字角木字龍王五九一番一、五九一番二から同市大字角木字宮ノ下二九一番二及び二九〇番を経て二八八番に至る土地に接する無番地先並びに同市字下正路浦一番四

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とJの地点とを結んだ線により囲まれた区

指定番号	指 定 位 置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	大分県知事 広 瀬 勝 貞	<p>大分県告示第三百六号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。</p> <p>令和二年五月十九日</p>				
							大土第一一七番一及び六七番七並びに六七番一及び六七番七の各地先水路	令二・四・一〇	メートル 四・六八 〽四・五六	メートル 三五・〇〇
							由布市湯布院町川南字白田六			

令和二年五月十九日

域

Aの地点 基点から二五〇度〇六分四三秒一、一一一・八七メートルの地点

Bの地点 Aの地点から二三二度四五分五秒八四・四七メートルの地点

Cの地点 Bの地点から二一四度四六分〇五秒四四・二七メートルの地点

Dの地点 Cの地点から九八度四五分五八秒三二・六九メートルの地点

Eの地点 Dの地点から八〇度三〇分三三秒一六・一一メートルの地点

Fの地点 Eの地点から八〇度一分三六秒五八・四二メートルの地点

Gの地点 Fの地点から八〇度一分四二秒一七・七八メートルの地点

Hの地点 Gの地点から三五二度一九分〇八秒二〇・三二メートルの地点

Iの地点 Hの地点から三四三度二五分一七秒四一・四八メートルの地点

Jの地点 Iの地点から三二五度三八分二秒一四・〇八メートルの地点

3 面積

六、四一五・八九平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地、漁港用地、河川管理用地

六 縦覧の場所

大分県農林水産部漁港漁村整備課及び中津市役所

七 縦覧の期間

令和二年五月十九日から

令和二年六月八日まで

大分県告示第三百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和二年五月十九日

日第一一 一 玖珠郡玖珠町大字塚脇字田中  
号 八五番一

令二・四・二四

メートル  
六・〇〇

メートル  
七〇・九〇

大分県告示第三百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり県営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務を委託した。

令和二年五月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市城崎町二丁目三番三十二号

大分県住宅供給公社

理事長 諏訪 義治

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

## 訓 令 甲

大分県訓令甲第二十号

知事 部 局  
教 育 庁  
警 察 本 部

大分県消費者行政連絡協議会規程（昭和四十二年大分県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表中 「教育庁社会教育課長  
教育庁義務教育課長  
教育庁高校教育課長」

を 「教育庁義務教育課長  
教育庁特別支援教育課長  
教育庁高校教育課長  
教育庁社会教育課長」

に改める。

附 則

大分県報（告示・訓令甲）

五

この訓令は、公示の日から施行する。

# ○公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、次のとおり令和二年度狩猟免許試験を実施する。  
令和二年五月十九日

一 試験の種類及び対象者  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

種 類 対 象 者

網猟免許試験 銃器及びわな使用以外の方法で狩猟を行う者

わな猟免許試験 わなを使用して狩猟を行う者

第一種銃猟免許試験 銃器を使用して狩猟を行う者

第二種銃猟免許試験 空気銃又は圧縮ガスを使用する銃器を使用して狩猟を行う者

二 試験の日時、場所等

1 第一回試験  
(一) 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験

受験対象者	試験区分	日 時	場 所
大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月八日（土）午前九時から午後五時まで	杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター
大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月八日（土）午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月八日（土）午前九時から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月八日（土）午前九時から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
2 第二回試験			
(一) 網猟免許及びわな猟免許試験			
大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月九日（日）午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
大分県北部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月九日（日）午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎
大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月九日（日）午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月九日（日）午前九時から午後五時まで	杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター
大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月九日（日）午前九時から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月九日（日）午前九時から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
(二) 網猟免許及びわな猟免許試験			
大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月八日（土）午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
大分県北部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月八日（土）午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎
大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	九月十二日（土）午前九時から午後五時まで	国東市国東町大字安国寺 大分県国東総合庁舎

大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験	九月十二日(土) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
	適性試験		
	技能試験		
大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験	九月十二日(土) 午前九時から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
	適性試験		
	技能試験		
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験	九月十二日(土) 午前九時から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
	適性試験		
	技能試験		
大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験	九月十二日(土) 午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
	適性試験		
	技能試験		
大分県北部振興局管内に住所を有する者	知識試験	九月十二日(土) 午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎
	適性試験		
	技能試験		
<b>3 第三回試験</b>			
(一) 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験			
受験対象者	試験区分	日 時	場 所
県内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	十月三日(土) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
(二) 網猟免許及びわな猟免許試験			
受験対象者	試験区分	日 時	場 所
県内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	十月四日(日) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
<p>三 狩猟免許申請書の受付期間及び受付時間</p> <p>1 受付期間</p> <p>(一) 第一回試験 令和二年七月十三日(月) から同月三十一日(金) まで。ただし日曜日、土曜日及び祝日を除く。</p> <p>(二) 第二回試験</p>			
<p>(三) 第三回試験 令和二年八月二十四日(月) から同年九月四日(金) まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>2 受付時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>4 受験手続 受けようとする狩猟免許の種類(網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許)ごとに狩猟免許申請書に次の書類を添え、原則として申請者の住所地を管轄する振興局に提出すること。</p> <p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し) 一部</p> <p>2 写真 一葉(申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)</p> <p>3 返信用封筒(八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの)</p> <p>5 狩猟免許申請手数料 狩猟免許申請手数料は、徴収しない。</p> <p>六 受験票 1 狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を送付する。 2 試験当日は、必ず受験票を持参すること。</p> <p>七 試験の内容</p> <p>試験区分</p> <p>内 容</p> <p>知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験</p> <p>適性試験 視力、聴力及び運動能力</p> <p>技能試験 猟具の取扱、距離の目測(網猟免許及びわな猟免許試験を除く。)及び鳥獣の判別</p>			

令和二年五月十九日

大分県報(公告)

注1 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者につ

いては、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並  
びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験を免除する。

2 技能試験は、知識試験及び適性試験のいずれにも合格した者に対して行う。

3 試験当日欠席した者（三十分以上遅刻した者を含む。）に対する再試験等は一切行わ  
ない。また、受験票はあらかじめ記載された期日の試験のみ有効とする。

4 災害その他次に掲げるやむを得ない事由のため、狩猟免許の有効期間内の更新を受け  
なかつた者については、その事由がやんだ日から起算して一月以内にその事由に該当す  
る者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添え、住所地を管轄する振興局へ  
狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。

(一) 海外旅行をしていたこと。

(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。

(三) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。

(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。

八 狩猟免許の交付

狩猟免許試験に合格した者に対して狩猟免許を交付する。

九 その他

1 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興  
部若しくは農山村振興部に問い合わせること。

2 狩猟免許申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。

3 今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、国又は地方公共団体の外出自粛要請等  
の状況によっては、試験の延期や会場の変更などを行う場合がある。これらの事項につ  
いて変更があった場合については、大分県農林水産部森との共生推進室ホームページに  
て掲載するので、適宜確認すること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五  
十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり令和二年度狩猟免許更新のための適性検  
査及び講習を実施する。

令和二年五月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 更新対象者

県内に住所を有し、平成二十九年度に狩猟免許を取得した者及び更新した者

更新対象者		開催日時	開催場所
大分県東部振興局管内に住所を有する者	九月二日（水）午前九時から午後五時まで	国東市国東町鶴川 アストくにさき	
大分県東部振興局管内に住所を有する者	九月八日（火）午前九時から午後五時まで	杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター	
大分県東部振興局管内に住所を有する者	九月十日（木）午前九時から午後五時まで	別府市上野口町 別府市役所	
大分県中部振興局管内に住所を有する者	九月七日（月）午後一時から午後五時まで	由布市庄内町柿原 由布市役所庄内庁舎	
大分県中部振興局管内に住所を有する者	九月九日（水）午後一時から午後五時まで	大分市下郡 大分県教育会館	
大分県南部振興局管内に住所を有する者	九月九日（水）午前九時から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎	
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	九月七日（月）午前九時三十分から午後五時まで	竹田市久住町久住 くじゅうサンホール（久住公民館）	
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	九月九日（水）午前九時三十分から午後五時まで	豊後大野市清川町砂田 豊後大野市神楽会館	
大分県西部振興局管内に住所を有する者	九月四日（金）午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎	
大分県西部振興局管内に住所を有する者	九月八日（火）午前九時から午後五時まで	玖珠町塚脇 大分県玖珠総合庁舎	
大分県北部振興局管内に住所を有する者	九月二日（水）午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎	
大分県北部振興局管内に住所を有する者	九月三日（木）午後一時から午後五時まで	中津市中央町 大分県中津総合庁舎	
県内に住所を有する者	九月十一日（金）午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館	

1 受付期間

三 狩猟免許更新申請書の受付期間及び受付時間

令和二年八月三日(月)から同月二十一日(金)まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 更新手続

狩猟免許更新申請書に次の書類を添え、申請者の住所地を管轄する振興局に提出すること。

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し) 一部

2 写真 一葉(申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

五 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円分の大分県収入証紙を貼り付けて提出すること。)。ただし、申請書を提出する日前一年以内の期間に、大分県内で有害鳥獣捕獲に従事した者については、手数料を徴収しない。

六 受験票

1 狩猟免許更新申請書を受理したときは、申請者に受験票を送付する。

2 講習及び適性検査の当日は、必ず受験票を持参すること。

七 講習及び適性検査の内容

1 講習の内容

(一) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関すること。

(二) 鳥獣の判別に関すること。

(三) 猟具の取扱いに関すること。

(四) 鳥獣の保護及び管理に関すること。

2 適性検査の内容

(一) 視力

(二) 聴力

(三) 運動能力

八 狩猟免状の交付

講習を受講し、かつ、適性検査に合格した者に対して狩猟免状を交付する。

九 その他

1 三に掲げる受付期間での申請を原則とするが、災害その他次に掲げるやむを得ない事由で当該期間中に申請できなかった者については、その事由に該当する者である旨を証する書類を添え、各講習日の二日前までに住所地を管轄する振興局へ狩猟免許更新申請書を提出した場合に限り、申請を受理するものとする。

(一) 海外旅行をしていたこと。

(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。

(三) 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。

(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。

2 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。

3 狩猟免許更新申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。

4 今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、国又は地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の延期や会場の変更などを行う場合がある。これらの事項について変更があった場合には、大分県農林水産部森との共生推進室ホームページにて掲載するので、適宜確認すること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年五月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

スクールバス

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。)第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過して

いない場合

- (三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
  - (四) 県税を滞納している場合
  - (五) 営業年数が一年未満の場合
  - (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- 1 申請の方法
    - 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
    - 2 申請書の提出先及び問合せ先
      - 大分県会計管理局用度管財課物品調達班
      - 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
      - 電話 〇九七（五〇六）二九五六
  - 3 申請の時期
    - 令和二年五月十九日（火曜日）から同年六月五日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
  - 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
    - 1 有効期間
      - 入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。
    - 2 更新手続
      - 令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。
  - 五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
    - 1 申請書の交付場所
      - 三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

- 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。
    - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
    - (二) 二の1の競争入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合
    - (三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
    - (四) 競争入札参加資格を有する者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合
  - 2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。
- ~~~~~
- 次のとおり一般競争入札に付するので公告する。
- 令和2年5月19日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 1 競争入札に付する事項
    - (1) 調達をする物品等の種類  
スクールバス
    - (2) 納入期限  
令和3年3月31日（水）
    - (3) 納入場所  
大分県知事が指定する場所
  - 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
    - この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。
    - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必

要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間  
大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和2年5月19日（火）午前10時から同年6月26日（金）午前10時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第6号）」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和2年6月26日（金）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により下記提出先に提出すること。

提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2957

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

令和2年5月19日（火）から同年6月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法

大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。

URL <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

(3) 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2956

4 契約に関する事務を担当する部局の名称  
大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2957

5 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和2年7月1日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

6 物品等電子入札システムの利用  
本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

- 8 物品等電子入札システムによる入札金額の入札期間  
入札参加申請が承認された時から令和2年7月1日(水)午前10時まで  
紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限
- 9 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
(1) 提出期限 令和2年7月1日(水)午前10時までに必着のこと。  
(2) 物品等電子入札システムによる開札  
開札予定日時 令和2年7月1日(水)午前10時30分
- 10 物品等電子入札システムによる開札  
開札予定日時 令和2年7月1日(水)午前10時30分
- 11 再入札  
開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。
- 12 入札保証金に関する事項  
見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。
- 13 契約保証金に関する事項  
契約予定総額(契約単価に契約予定数量を乗じた金額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。  
(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。  
(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 14 入札の無効  
大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。  
なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。  
(1) 金額の記載がないもの  
(2) 入札に関する条件に違反したもの  
(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。  
(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- 15 最低制限価格に関する事項  
設定しない。

- 16 落札者の決定の方法  
(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。  
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- 17 その他  
この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 18 Summary  
(1) School Bus  
(2) Time limit for tender  
10:00 am. 1 July, 2020  
(3) Management Bureau Address  
Property Management Division  
Oita Prefectural Government  
3-1-1 Ohte-machi Oita city 870-8501  
TEL 097-506-2957
- ~~~~~  
令和2年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格職試験Ⅱ公告  
令和2年5月19日  
大分県人事委員会  
次のとおり、令和2年度大分県職員採用中級試験、初級試験及び医療免許資格職試験Ⅱを行います。
- 1 試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容
- | 種類 | 試験区分 | 採用予定者数 | 職務の内容   |
|----|------|--------|---|
| 中級 | 総合土木 | 3人     | 知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。                          |
|    |      |        | 知事部局、教育委員会等に勤務し、一般事務に従事します。<br>なお、県立学校に勤務する場合があります。 |
| 初級 | 一般事務 | 15人    | 知事部局、教育委員会等に勤務し、一般事務に従事します。<br>なお、県立学校に勤務する場合があります。 |
|    |      |        | 教育委員会又は市町村立学校に勤務し、教育事務に従事します。                       |
|    | 教育事務 | 9人     | 教育委員会又は市町村立学校に勤務し、教育事務に従事します。                       |

警察事務	4人	警察本部、県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事します(当直、交替制等の変動的勤務を伴う場合があります。)	
	1人	知事部局に勤務し、専門の業務に従事します。	
業	1人	知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。	
総合土木	3人	知事部局、教育委員会、企業局等に勤務し、専門の業務に従事します。	
電気	1人	知事部局、教育委員会、企業局等に勤務し、専門の業務に従事します。	
医療免許資格職Ⅱ	診療放射線技師	2人	知事部局又は病院局に勤務し、それぞれ専門の業務に従事します。
	臨床検査技師	1人	
	作業療法士	1人	
計	40人		
<p>注1 申込みできる試験区分は、このうち一つに限ります。 また、申込書の受付後に試験区分を変更することはできません。</p> <p>注2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。</p> <p>2 受験資格</p> <p>(1) 年齢等</p>			
種類	試験区分	年齢等	
中級	総合土木	平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(4年制以上のもの)を卒業した者又は令和3年3月までに卒業見込みの者(大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)は受験できません。	
初級	一般事務 教育事務 警察事務 林業 電気	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学(4年制以上のもの)を卒業した者又は令和3年3月までに卒業見込みの者(大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)は受験できません。	
総合土木	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。		
<p>注 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。</p> <p>(2) 国籍 日本国籍を有しない者も受験できます(「警察事務」を除く。) ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。 また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます(詳しくは6を参照してください。)</p> <p>(3) 免許 次の試験区分の受験には、それぞれ免許が必要です。</p>			
種類	試験区分	免許	
医療免許資格職Ⅱ	診療放射線技師	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)に規定する診療放射線技師の免許を有する者又は令和3年5月31日までに取得見込みの者	
	臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)に規定する臨床検査技師の免許を有する者又は令和3年5月31日までに取得見込みの者	
	作業療法士	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)に規定する作業療法士の免許を有する者又は令和3年5月31日までに取得見込みの者	
<p>注 上記の免許を取得見込みの者は、各取得期限までに取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用されません。</p> <p>(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当する者は受験できません。</p>			

<p>3 試験の実施</p> <p>(1) 試験日時及び試験会場</p>			
試験	試験日時	試験会場	
第1次試験	令和2年9月27日(日) 入室開始 午前8時30分 着席完了 午前9時 試験時間 教養試験 午前9時30分から12時まで 教養試験Ⅱ(事務系) 午後1時30分から2時30分まで 専門試験(技術系) 午後1時30分から3時30分まで (注) 遅刻者は、試験開始後30分を経過したら入室できません。	大分県立大分西高等学校 (大分市新春日町2丁目1番1号)	
第2次試験	作文試験・専門試験・適性検査 令和2年10月14日(水) 面接試験 令和2年10月23日(金)から10月30日(金)までの指定する1日 ※試験日時は第1次試験合格通知書に記載します。	大分県庁 (大分市大手町3丁目1番1号) 大分県公文書館 (大分市王子西町14番1号)	
<p>注1 事務系とは試験区分のうち「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」を指し、技術系とは事務系以外の試験区分を指します(以下同じ)。</p> <p>注2 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐停車はできません。</p> <p>(2) 試験の内容 次の試験を中級試験及び医療免許資格職試験Ⅱは短期大学卒業程度、初級試験は高等学校卒業程度の内容で実施します。 ア 第1次試験 受験者全員に対して次の試験種目を実施します。 (ア) 教養試験 公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解(英文を含む。))、判断推理、数的推理、資料解釈)について択一式による筆記試験をします。(2時間30分 50問 事務系:160点、技術系:80点)</p>			
		<p>(イ) 教養試験Ⅱ(事務系の受験者に対して実施) 国語の基礎力について筆記試験をします。(1時間 40点)</p> <p>(ウ) 専門試験(技術系の受験者に対して実施) 専門的知識、技術等の能力について択一式による筆記試験をします。 (2時間 40問 120点) 試験区分ごとの出題分野は別表1のとおりです。</p> <p>イ 第2次試験</p> <p>第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。</p> <p>(ア) 作文試験(初級試験の受験者に対して実施) 職務の遂行に必要な表現力、構成力等について筆記試験をします。 (1時間20分 800字以内 50点)</p> <p>(イ) 専門試験(中級試験、医療免許資格職試験Ⅱの受験者に対して実施) 専門的知識、技術等の能力について記述式による筆記試験をします。 (1時間30分 100点)</p> <p>(ウ) 適性検査 職務の遂行に必要な適応性について検査をします。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。</p> <p>(エ) 面接試験 人物について個別面接(1回20分～30分程度の面接を3回実施)による試験をします。 (初級試験:250点、中級試験・医療免許資格職試験Ⅱ:300点)</p> <p>ウ 合格者の決定方法 最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。 また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。 なお、合格基準は大分県のホームページに掲載しています。</p>	
試験	発表の時期	発表の方法	
(3) 試験結果の発表			

第1次試験	令和2年10月6日 (火) 午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、大分県のホームページに掲載します。
第2次試験	令和2年11月中旬	

注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず大分県のホームページで確認してください。

注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書において、第2次試験の日時等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月8日(木)までに到着しない場合は、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

4 試験結果の情報提供

(1) 口頭による開示請求

大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、パスポート等(原則として顔写真付きのもの))を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局までお越しください(日曜日、土曜日及び祝日を除きます)。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者 (途中棄権者を除く。)	試験種目別得点、 総合得点及び総合 順位	合格発表の日から 起算して1箇月間	大分県人事委員会 事務局(大分県市 町村会館6階)
第2次試験	第1次試験合格者			

(2) 郵送による情報提供

希望者は、住所、氏名、試験区分及び受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)を用意し、404円(簡易書留相当)分の切手を貼り、第1次試験当日に持参してください。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間に有効)に記載されます。大分県人事委員会は、任命権者(知事、教育委員会及び警察本部長)からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、任命権者がその中から採用者を決定します。

イ 採用予定時期は、原則として令和3年4月1日以降ですが、既卒者については、それより前に採用されることもあります。  
ウ 最終合格者数は最終合格発表後の辞退を考慮して、採用予定者数よりも多く決定する場合があります。その場合、試験に合格しても成績が下位の者は採用されないことがあります。

エ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

オ 「警察事務」については、採用後警察学校において1箇月間の教育訓練を受け、修了後は警察署等に勤務します。

(2) 給与

ア 給料月額(例)

中級試験	168,900円(短大卒の場合)
初級試験	154,900円(高校卒の場合)
医療免許資格職試験Ⅱ	184,700円(短大3卒の場合)

注 上記の給料月額は、令和2年4月1日現在の初任給であり、経歴等に応じて加算されます。

イ 給料以外の主な諸手当

勤務態様等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤怠手当等が支給されます。

6 日本国籍を有しない者の任用

日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

次のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務に従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。

(公権力の行使に該当する主な職務の例)

- ・ 税の賦課決定、徴収及び滞納処分
- ・ 法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)に基づく許認可(法人設立認可等)
- ・ 法令に基づく行政上の即時強制、立入検査及び取締り
- ・ 公物管理権に基づく権力作用の行為(施設の使用許可、立入許可等)
- ・ 法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務
- ・ その他行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で県民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為(公の意思形成への参画に携わる職)

<p>部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職が該当します。</p> <p>詳しくは、大分県人事委員会事務局までお問い合わせください。</p> <p>7 受験手続</p> <p>(1) 受験案内の請求</p> <p>受験案内は、次の県の機関で配布します。</p>			
機 関 名	所 在 地 等		
大分県人事委員会事務局	〒870-0022 大分市大手町2-3-12 (大分県市町村会館6階) 電話 097-506-5212	大分県東京事務所	〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2 (ヒューリック西銀座ビル6階) 電話 03-6862-8787
大分県東部振興局	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎) 電話 0978-72-1212	大分県大阪事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100 (大阪駅前第3ビル21階) 電話 06-6345-0071
大分県南部振興局	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎) 電話 0972-22-0390	大分県福岡事務所	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-14-8 (福岡天神センタービル10階) 電話 092-721-0041
大分県豊肥振興局	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎) 電話 0974-63-1171	大分県立図書館	〒870-0008 大分市王子西門14-1 電話 097-546-9972
大分県西部振興局	〒877-0004 日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎) 電話 0973-23-2200	<p>注 郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒(240mm×332mm)を同封し、大分県人事委員会事務局に請求してください。</p> <p>封筒の表左側に、「中級・初級・医療Ⅱ受験案内請求」と赤書きしてください。</p> <p>(2) 受付期間 令和2年8月3日(月)～8月21日(金)</p> <p>注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。</p> <p>(3) 申込書の提出 大分県のホームページ「大分県職員採用情報」から「インターネットによる申込み」にアクセスし、申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。</p> <p>(4) 申込者への受験票の送付 受験票は8月下旬に電子メールにより送信するので、各自で印刷し、通常はかきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。</p> <p>なお、9月2日(水)までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。</p> <p>(5) その他 受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。</p> <p>8 受験上の配慮 車いすの使用等受験に際して配慮を希望する方は、試験会場の準備のため、申込みの際に大分県人事委員会事務局までお知らせください。</p> <p>9 問合せ先ほか 大分県人事委員会事務局</p>	
大分県北部振興局	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎) 電話 0978-32-1170		
豊後高田土木事務所	〒879-0621 豊後高田市是永町39 (豊後高田総合庁舎) 電話 0978-22-2285		
別府土木事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211		
臼杵土木事務所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 電話 0972-63-4136		
豊後大野土木事務所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123 (豊後大野総合庁舎) 電話 0974-22-1056		
玖珠土木事務所	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 (玖珠総合庁舎) 電話 0973-72-1152		
中津土木事務所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎) 電話 0979-22-2110		

電話 097-506-5212  
 大分県ホームページ「大分県職員採用情報」  
<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>

別表 1

種類	試験区分	出題分野	
中級	総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工、農業に関する基礎(農業と環境、農業情報処理等)	
初級	林業	森林経営、森林科学、測量、林産物利用	
	総合土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構設計、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工、農業に関する基礎(農業と環境、農業情報処理等)	
	電気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術	
医療免許資格職Ⅱ	診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学(放射線衛生学を含む。)、診療画像機器学(医用工学を含む。)、診療画像検査学・エックス線撮影技術学(医用画像情報学(画像工学を含む。)、核医学検査技術学(放射化学を含む。)、放射線治療技術学、放射線安全管理学)	
		臨床検査技師	医用工学概論(情報科学概論及び検査機器総論を含む。)、公衆衛生学(関係法規を含む。)、臨床検査医学総論(臨床医学総論及び医学概論を含む。)、臨床検査総論(検査管理総論及び医動物学を含む。)、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学(放射性同位元素検査技術学を含む。)、臨床血液学、臨床微生物学、臨床免疫学
		作業療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概念を含む。)、臨床医学大要(人間発達学を含む。)、作業療法

別表 2

種類	試験区分	出題分野

中級	総合土木	土質工学、構造力学、水理学、土木計画(河川・道路・都市計画)、建設環境、測量学、農業水利、農村環境整備、農業土木構造物、農地工学
医療免許資格職Ⅱ	診療放射線技師	画像工学・エックス線撮影技術学、R I 検査技術学、放射線治療技術学、放射線安全管理学
	臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論、血液学、微生物学
	作業療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概念を含む。)、臨床医学大要(人間発達学を含む。)、作業療法

令和 2 年度警察官 B 採用共同試験及び大分県警察官 B (女性) 採用試験公告  
 令和 2 年 5 月 19 日

大分県人事委員会

次のとおり、令和 2 年度警察官 B 採用共同試験及び大分県警察官 B (女性) 採用試験を行います。  
 なお、警察官 B 採用共同試験は、警視庁(東京都)及び愛知県・大阪府警察本部と共同して行います。

1 試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容

試験種類	試験区分	採用予定者数			職務の内容
		大分県(東京都)	愛知県	大阪府	
警察官 B	一般	36人	2人	2人	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序を維持する職務に従事します。
	警察官 B (女性)	13人			
合計		49人	2人	2人	

注 1 警察官 B 採用共同試験については、申込書の受付後に志望する都府県を変更することはできません。

注 2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。  
 2 受験資格



注1 基準値は大分県のものであり、都府県によって異なります。 注2 大分県においては、4種目のうち2種目以上が基準値に達しない場合は不合格となります。 (ウ) 資格加点 (配点10点) 大分県を受験する者で、次に掲げる資格所有者に一定点を加点します。ただし、英語、中国語及び韓国語の資格加点については、申込受付開始日から遡って2年以内に取得したものに限り有効とします。	剣道	2段以上 (一般財団法人全日本剣道連盟が認定するものに限る。)
	情報処理	ITパスポート試験を除く情報処理技術者試験 (経済産業省所管の国家試験) 合格者 ITパスポート試験 (経済産業省所管の国家試験) 合格者
	必要書類	上記資格を証明する書類 (合格証明書、スコアレポート又は役位を証明できる書類)
	申請方法	申込書に必要な事項を記入し、必要書類の写しを添付してください。また、第1次試験当日に必要な書類の原本を持参し、提出してください。
英語	①実用英語技能検定 (英検) 準1級以上 ②TOEIC650点以上 (IPテストを除く。) ③TOEFL<PBT>522点以上 ④TOEFL<IBT>68点以上 ⑤国際連合公用語英語検定 (国連英検) B級以上 ①実用英語技能検定 (英検) 2級 ②TOEIC470点以上650点未満 (IPテストを除く。) ③TOEFL<PBT>460点以上522点未満 ④TOEFL<IBT>48点以上68点未満 ⑤国際連合公用語英語検定 (国連英検) C級	10点
中国語	①中国語コミュニケーション能力検定 (TECC) 550点以上 ②中国語検定2級以上 ③漢語水平考試5級以上	10点
韓国語	①中国語コミュニケーション能力検定 (TECC) 400点以上550点未満 ②中国語検定3級 ③漢語水平考試4級	5点
	①ハンゲル能力検定2級以上 ②韓国語能力試験5級以上 ①ハンゲル能力検定準2級 ②韓国語能力試験4級	10点 5点
簿記	①日商簿記検定2級以上 ②全経簿記能力検定1級以上	5点
柔道	2段以上 (公益財団法人講道館が認定するものに限る。)	10点
	検査種目	基準
	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。
	色覚	職務の遂行に支障のないこと。
	その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。
	注	基準は大分県のものであり、都府県によって異なります。 イ 第2次試験 第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。 (ウ) 作文試験 (配点50点) 職務の遂行に必要な表現力、構成力等について筆記試験をします。 (イ) 体力試験II (配点20点) 身体の全身持久力についての試験をします。

<p>(20メートルシャトルラン (往復持久走) )</p> <p>(ウ) 面接試験 (配点300点)</p> <p>人物について個別面接による試験をします。</p> <p>(40分程度の個別面接を1回実施)</p> <p>(エ) 適性検査</p> <p>職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。</p> <p>なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。</p> <p>(オ) 身体精密検査</p> <p>胸部疾患、伝染性疾患、内臓疾患、聴力等について検査します。</p> <p>注 第2次試験の内容は、大分県のものであり、都府県によって異なります。</p> <p>ウ 受験資格等の調査</p> <p>受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。</p> <p>エ 合格者の決定方法</p> <p>大分県においては、最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。</p> <p>オ 留意事項</p> <p>試験種目及び配点は、大分県のものであり、都府県によって異なります。</p> <p>(3) 試験結果の発表</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">試験</th> <th>発表の時期</th> <th>発表の方法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">大分県</td> <td>第1次試験</td> <td>令和2年10月1日(木) 午前9時</td> <td>合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、大分県のホームページに掲載します。</td> </tr> <tr> <td>第2次試験</td> <td>令和2年11月下旬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大分県 以外の 都府県</td> <td>第1次試験</td> <td>令和2年11月上旬から11 月中旬まで</td> <td rowspan="2">各都府県が合格者に文書で通知しま す。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2次試験</td> <td>令和3年1月下旬から2 月上旬まで</td> </tr> </table> <p>注1 合格者(大分県の試験の合格者に限る。)に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず大分県のホームページで確認してください。</p>	試験		発表の時期	発表の方法	大分県	第1次試験	令和2年10月1日(木) 午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、大分県のホームページに掲載します。	第2次試験	令和2年11月下旬		大分県 以外の 都府県	第1次試験	令和2年11月上旬から11 月中旬まで	各都府県が合格者に文書で通知しま す。		第2次試験	令和3年1月下旬から2 月上旬まで	<p>注2 第1次試験合格者(大分県の第1次試験の合格者に限る。)に郵送する第1次試験合格通知書に、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月5日(月)までに到着しない場合には、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。</p> <p>4 試験結果の情報提供</p> <p>この採用試験の結果については、大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、パスポート等(原則として顔写真付きのもの))を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局までお越しください(日曜日、土曜日及び祝日を除きます。)</p> <table border="1"> <tr> <th>試験</th> <th>開示請求できる者</th> <th>開示期間</th> <th>開示内容</th> <th>開示場所</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1次試験</td> <td>大分県のみを志望した者</td> <td>合格発表の日から起算して1箇月間</td> <td rowspan="2">試験種目 総合得点 及び総合 順位</td> <td rowspan="2">大分県人事委員会事務局 (大分県市町村 会館6階)</td> </tr> <tr> <td>大分県以外の都府県以外 の都府県の第1次試験 不合格者(途中棄権を 除く。)</td> <td>令和3年1月4日(月) から同年2月3日(水) まで</td> </tr> <tr> <td>第2次試験</td> <td>大分県以外の都府県以外 の都府県の第1次試験 合格者</td> <td>令和3年2月26日(金) から同年3月26日(金) まで</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>5 採用及び給与</p> <p>(1) 合格から採用まで</p> <p>ア 大分県</p> <p>(イ) 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間に列)に成績順に登録されます。大分県人事委員会は、大分県警察本部長からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、大分県警察本部長がその中から採用者を決定します。</p> <p>(イ) 採用予定時期は、原則として令和3年4月1日です。</p> <p>(ウ) 採用後は巡查に任命され、警察学校において10箇月間の教育訓練を受け、修了後</p>	試験	開示請求できる者	開示期間	開示内容	開示場所	第1次試験	大分県のみを志望した者	合格発表の日から起算して1箇月間	試験種目 総合得点 及び総合 順位	大分県人事委員会事務局 (大分県市町村 会館6階)	大分県以外の都府県以外 の都府県の第1次試験 不合格者(途中棄権を 除く。)	令和3年1月4日(月) から同年2月3日(水) まで	第2次試験	大分県以外の都府県以外 の都府県の第1次試験 合格者	令和3年2月26日(金) から同年3月26日(金) まで		
試験		発表の時期	発表の方法																																	
大分県	第1次試験	令和2年10月1日(木) 午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、大分県のホームページに掲載します。																																	
	第2次試験	令和2年11月下旬																																		
大分県 以外の 都府県	第1次試験	令和2年11月上旬から11 月中旬まで	各都府県が合格者に文書で通知しま す。																																	
	第2次試験	令和3年1月下旬から2 月上旬まで																																		
試験	開示請求できる者	開示期間	開示内容	開示場所																																
第1次試験	大分県のみを志望した者	合格発表の日から起算して1箇月間	試験種目 総合得点 及び総合 順位	大分県人事委員会事務局 (大分県市町村 会館6階)																																
	大分県以外の都府県以外 の都府県の第1次試験 不合格者(途中棄権を 除く。)	令和3年1月4日(月) から同年2月3日(水) まで																																		
第2次試験	大分県以外の都府県以外 の都府県の第1次試験 合格者	令和3年2月26日(金) から同年3月26日(金) まで																																		

<p>は警察署等に勤務します。</p> <p>イ 大分県以外の都府県 各都府県に直接お問い合わせください。</p> <p>(2) 給与 大分県の初任給は、採用時短期大学卒190,600円及び高校卒176,500円（令和2年4月1日現在）で、このほか各種の手当が支給されます。また、職歴等を有する者は、条件に応じて加算されます。</p> <p>なお、大分県以外の都府県の初任給及び各種手当等については、各都府県によって異なります。</p> <p>6 受験手続 (1) 申込書等の請求 申込書等は、次の機関で配布します。</p>				
機 関 名	所 在 地 等			
大分県人事委員会事務局	〒870-0022 大分市大手町2-3-12 (大分県市町村会館6階) 電話 097-506-5212			
大分県警察本部警務課	〒870-8502 大分市大手町3-1-1 (大分県庁舎新館8階) 電話 097-536-1111 内線5337 536-2131 内線2643・2646			
大分中央警察署	〒870-0046 大分市荷揚町5-6 電話 097-533-2131			
大分東警察署	〒870-0106 大分市大字鶴崎2200-8 電話 097-527-2131			
大分南警察署	〒870-1173 大分市大字横瀬2212-1 電話 097-542-2131			
別府警察署	〒874-0909 別府市田の湯町13-13 電話 0977-21-2131			
杵築日出警察署	〒879-1502 速見郡日出町大字藤原字友田2277-2 電話 0977-72-2131			
国東警察署	〒873-0503 国東市国東町鶴川48-1 電話 0978-72-2131			
豊後高田警察署	〒879-0621 豊後高田市是永町32-1			
		宇佐警察署	電話 0978-22-2131	
		中津警察署	〒879-0453 宇佐市大字上田1010-1 電話 0978-32-2131	
		玖珠警察署	〒871-0024 中津市中央町1-2-10 電話 0979-22-2131	
		日田警察署	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇467 電話 0973-72-2131	
		竹田警察署	〒877-0025 日田市田高2-8-1 電話 0973-23-2131	
		豊後大野警察署	〒878-0025 竹田市大字拝田原221 電話 0974-63-2131	
		佐伯警察署	〒879-7125 豊後大野市三重町内田1196 電話 0974-22-2131	
		臼杵津久見警察署	〒876-0012 佐伯市大字鶴望2825-4 電話 0972-22-2131	
		杵築幹部交番	〒875-0041 臼杵市大字臼杵72-61 電話 0972-62-2131	
		津久見幹部交番	〒873-0001 杵築市大字杵築665-465 電話 0978-62-2131	
		大分県東部振興局	〒879-2441 津久見市中央町760-156 電話 0972-82-2131	
		大分県南部振興局	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎) 電話 0978-72-1212	
		大分県豊肥振興局	〒876-0813 佐伯市長高町1-2-1 (佐伯総合庁舎) 電話 0972-22-0390	
		大分県西部振興局	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎) 電話 0974-63-1171	
		大分県北部振興局	〒877-0004 日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎) 電話 0973-23-2200	
			〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎)	

	電話 0978-32-1170
豊後高田土木事務所	〒879-0621 豊後高田市是永町39（豊後高田総合庁舎） 電話 0978-22-2285
別府土木事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211
臼杵土木事務所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 電話 0972-63-4136
豊後大野土木事務所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123（豊後大野総合庁舎） 電話 0974-22-1056
玖珠土木事務所	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1（玖珠総合庁舎） 電話 0973-72-1152
中津土木事務所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16（中津総合庁舎） 電話 0979-22-2110
大分県東京事務所	〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2（ビューリッパ西銀座ビル6階） 電話 03-6862-8787
大分県大阪事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100（大阪駅前第3ビル21階） 電話 06-6345-0071
大分県福岡事務所	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-14-8（福岡天神センタービル10階） 電話 092-721-0041
大分県立図書館	〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972

注 郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒（240mm×332mm）を同封し、大分県警察本部警務課に請求してください。

封筒の表左側に、「警察官B採用試験受験案内請求」と赤書きしてください。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

令和2年7月27日（月）～8月20日（木）

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

イ 郵送及び持参による申込みの場合

令和2年7月27日（月）～8月20日（木）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

受付時間 午前9時から午後5時45分まで

注 郵送された申込書は、8月20日（木）までの消印があるものに限って受け付けます。

(3) 申込書の提出

ア インターネットによる申込みの場合

大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県警察本部警務課まで連絡してください。

イ 郵送及び持参による申込みの場合

所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に63円切手を貼って、大分県警察本部警務課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「警察官B受験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続きを行ってください。簡易書留の受領証は受験票が届くまで保管してください。

なお、申込時には写真を貼らないでください。

(4) 申込者への受験票の送付

受験票は8月下旬に送付します。インターネットによる申込みの場合は、電子メールにより受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。郵送及び持参による申込みの場合は、申込時に指定のあった宛先に受験票を郵送します。

また、受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

なお、9月7日（月）までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

(5) 共同試験の志望方法

警察官B採用試験は大分県人事委員会、警視庁（東京都）及び愛知県・大阪府警察本部による共同試験ですので、希望する都府県を受験することができます（大分県を第1志望とした場合のみ、大分県以外の都府県を第2志望にすることができます。大分県以外の都府県を第1志望とする場合は、第2志望を申し込むことはできません。）。

なお、大分県を第1志望として、第1次試験に合格した場合、第2志望はないものとして取り扱われます。

7 問合せ先ほか

大分県警察本部警務課

電話 097-536-2131 内線2643・2646

大分県人事委員会事務局  
 電話 097-506-5212  
 大分県ホームページ「大分県職員採用情報」  
<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>

次のとおり契約者等について公示する。  
 令和二年五月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
 運転免許証作成用消耗品

物品等の名称	規格等	購入見込数量
新規用カード	九〇〇枚入り	一二箱
一般用カード	〃	八六箱
優良用カード	〃	一二二箱
リボンセット	二、〇〇〇枚用	九九箱
運転経歴証明書用カード	三〇〇枚入り	一三箱

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課  
 大分市大字松岡六千六百八十七番地

三 随意契約の相手方を決定した日

令和二年四月一日  
 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 株式会社DNPアイディシステム  
 代表取締役 尾 崎 信太郎  
 東京都新宿区新宿四丁目三番十七号  
 随意契約に係る契約金額

五

物品等の名称	規格等	金額（一箱当たり）
新規用カード	九〇〇枚入り	一九〇、〇八〇円
一般用カード	〃	〃

六 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約  
 随意契約の理由  
 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

優良用カード	〃	〃
リボンセット	二、〇〇〇枚用	一三二、四五〇円
運転経歴証明書用カード	三〇〇枚入り	一六五、六六〇円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和二年五月十九日

大分県報（公告）